

平成 29 年第 1 回 東浦町議会臨時會議案

平成29年5月12日提出

目 次

同意第2号 監査委員の選任について	1
報告第4号 工事請負契約の変更について（（仮称）三丁公園休憩所新築工事）	2
承認第1号 東浦町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて	4
承認第2号 東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて	34
承認第3号 東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて	38
承認第4号 東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて	42
承認第5号 平成28年度東浦町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めるについて	別添 47
議案第15号 工事請負契約の締結について（卯ノ里小学校管理教室棟屋根改修工事）	

同意第2号

監査委員の選任について

次の者を平成29年5月24日から監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年5月12日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

* * * * *

阿知波 清 三

* * * * *

提案理由

監査委員阿知波清三が、平成29年5月23日任期満了となることに伴い、再任するため提案するものである。

報告第4号

工事請負契約の変更について ((仮称) 三丁公園休憩所新築工事)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 5 月 12 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 24 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について ((仮称) 三丁公園休憩所新築工事)
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 (仮称) 三丁公園休憩所新築工事
- 2 路線等の名称 三丁公園
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町大字藤江字三丁地内
- 4 契 約 金 額
変更前 73,116,000 円
変更後 72,630,000 円
(486,000 円の減額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字上之山 122 番地の 2
株式会社竹内組
代表取締役 竹内 和男
- 6 変 更 理 由
工事車両の出入口の位置を変更する等のため、工事請負契約の変更をするものである。

承認第1号

東浦町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるに
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとお
り専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月12日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例等の一部を改正する条例

(東浦町税条例の一部改正)

第1条 東浦町税条例(昭和29年東浦町条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(所得割の課税標準) 第32条 略 2及び3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>特定配当等申告書</u> （町民税の納税通知書が送達される時までに提出された <u>次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）</u> に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（ <u>特定配当等申告書</u> にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、 <u>適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第35条の2第1項の規定による申告書</u> <u>(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u>	(所得割の課税標準) 第32条 略 2及び3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）</u> に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（ <u>これらの申告書</u> にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、 <u>適用しない。</u>
5 略 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4	5 略 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4

月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計

月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法

算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 略

(法人の町民税の申告納付)

第46条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項

第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 略

(法人の町民税の申告納付)

第46条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項

又は第 19 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 5 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

4 略

5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正がある

第 4 項又は第 19 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 略

5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正がある

<p>項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>べきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>(1) 及び (2) 略</p>	<p>(1) 及び (2) 略</p>
<p>6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 50 条第 1 項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、<u>同法第 75 条の 2 第 9 項</u>（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、<u>同法第 75 条の 2 第 9 項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 20 条の 2 の規定を適用することができる。</p>	<p>6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によって、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 50 条第 1 項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、<u>同法第 75 条の 2 第 7 項</u>（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、<u>同法第 75 条の 2 第 7 項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 20 条の 2 の規定を適用することができる。</p>
<p>7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 48 条第 3 項及び第 50 条第 2 項において同じ。）がある連結子</p>	<p>7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 48 条第 3 項及び第 50 条第 2 項において同じ。）がある連結子</p>

<p>法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第50条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。</p> <p>（法人の町民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第48条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長</p>	<p>法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第50条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。</p> <p>（法人の町民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第48条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長</p>
--	--

された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 略

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 略

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたとき)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

<p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該<u>増額更正の通知をした日</u>（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p>	<p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該<u>修正申告書に係る更正の通知をした日</u>までの期間</p>
<p>（固定資産税の課税標準）</p>	<p>（固定資産税の課税標準）</p>
<p>第 57 条の 2 略</p>	<p>第 57 条の 2 略</p>
<p>2 から 7 まで 略</p>	<p>2 から 7 まで 略</p>
<p>8 法第 349 条の 3 又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかるわらず、法第 349 条の 3 又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 までに定める額とする。</p>	<p>8 法第 349 条の 3、第 349 条の 4 又は第 349 条の 5 の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前 7 項の規定にかかるわらず、法第 349 条の 3、第 349 条の 4 又は第 349 条の 5 に定める額とする。</p>
<p>9 及び 10 略</p>	<p>9 及び 10 略</p>
<p>（法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合）</p>	
<p>第 57 条の 3 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p>	
<p>2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p>	
<p>3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 と</p>	

<p>する。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第59条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の<u>家屋</u>に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>按分</u>の申出)</p> <p>第59条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略 (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>按分</u>する場合に用いられる割合に</p>	<p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第59条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の<u>家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分</u>に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出)</p> <p>第59条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略 (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分</u>する場合に用いられる割合</p>
---	--

<p>準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度（第 3 号及び第 67 条の 5 において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等（第 67 条の 5 において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日（以下この項及び第 67 条の 5 において「避難等解除日」という。）の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年（第 67 条の 5 において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日<u>から起算して</u> 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの<u>各年度</u>とし、法第 349 条の 3 第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域（第 67 条の 5 において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。<u>第 67 条の 5 において同じ。</u>）には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日<u>から起算して</u> 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの<u>各年度</u>とす</p>	<p>に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度（第 3 号及び第 67 条の 5 において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等（第 67 条の 5 において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日（以下この項及び第 67 条の 5 において「避難等解除日」という。）の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年（第 67 条の 5 において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日<u>以後</u> 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの<u>各年度</u>）の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p>
--	---

<p>る。) の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) から(5)まで 略</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により<u>按分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 略 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第67条の5 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であ</p>	<p>(1) から(5)まで 略</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により<u>あん分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 略 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第67条の5 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であ</p>
---	--

るときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定によ

るときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定によ

る申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2から6まで 略

7 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第32項第1号イに規

る申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

（読替規定）

第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2から6まで 略

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第1号イに規

定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第32項第1号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第33項第1号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
13 法附則第15条第32項第2号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	13 法附則第15条第33項第2号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
14 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
15 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	15 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
16 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。	16 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	17 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
18 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が	18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。
19 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が	

<p>すべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第3項</u>に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3 略</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)<u>第7条第1項の規定</u>の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則<u>第12条第21項第1号</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則<u>第12条第24項</u>において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分</p>	<p>すべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第2項</u>に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3 略</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)<u>第7条第1項の登録</u>を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則<u>第12条第21項第2号</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則<u>第12条第22項</u>の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利</p>
--	--

<p>の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (6) まで 略</p> <p>7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 令附則第 12 条第 30 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防</p>	<p>利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (6) まで 略</p> <p>7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 令附則第 12 条第 28 項に掲げる者に該当するものの住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防</p>
--	---

止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) から (4) まで 略
- (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 略

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条

止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) から (4) まで 略
- (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等
- (6) 略

<p><u>第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</u></p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修</p>	<p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修</p>
---	--

<p>後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 施行規則附則第 7 条第 14 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条（第 5 項を除く。）において同じ。</u>）に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>4 略</p> <p><u>5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を</u></p>	<p>後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項において同じ。</u>）に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>4 略</p>
--	--

受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 75 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前

第 16 条の 2 削除

条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後ににおいて知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第21条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自

自動車税の納期限とし、当該」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る
町民税の課税の特例)

第 16 条の 3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法
第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場
株式等の配当等（以下この項において
「特定上場株式等の配当等」という。）
に係る配当所得に係る部分は、町民税
の所得割の納税義務者が当該特定上場
株式等の配当等の支払を受けるべき年
の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の町
民税について特定上場株式等の配当等
に係る配当所得につき前項の規定の適
用を受けようとする旨の記載のある第
32 条第 4 項に規定する特定配当等申告
書を提出した場合（次に掲げる場合を
除く。）に限り適用するものとし、町民
税の所得割の納税義務者が前年中に支
払を受けるべき特定上場株式等の配当
等に係る配当所得について同条第 1 項
及び第 2 項並びに第 33 条の 3 の規定の
適用を受けた場合には、当該納税義務
者が前年中に支払を受けるべき他の特
定上場株式等の配当等に係る配当所得
について、前項の規定は、適用しない。

（1）第 32 条第 4 項ただし書の規定の適
用がある場合

（2）第 32 条第 4 項第 1 号に掲げる申告
書及び同項第 2 号に掲げる申告書が
いずれも提出された場合におけるこ
れらの申告書に記載された事項その
他の事情を勘案して、前項の規定を
適用しないことが適當であると町長
が認めるとき。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等

(上場株式等に係る配当所得等に係る
町民税の課税の特例)

第 16 条の 3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法
第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場
株式等の配当等（以下この項において
「特定上場株式等の配当等」という。）
に係る配当所得に係る部分は、町民税
の所得割の納税義務者が当該特定上場
株式等の配当等の支払を受けるべき年
の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の町
民税について特定上場株式等の配当等
に係る配当所得につき前項の規定の適
用を受けようとする旨の記載のある第
32 条第 4 項に規定する申告書を提出した
場合に限り適用するものとし、町民
税の所得割の納税義務者が前年中に支
払を受けるべき特定上場株式等の配当
等に係る配当所得について第 32 条第 1
項及び第 2 項並びに第 33 条の 3 の規定
の適用を受けた場合には、当該納税義務
者が前年中に支払を受けるべき他の
特定上場株式等の配当等に係る配当所得
について、前項の規定は、適用しな
い。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等

<p>を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、<u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則</p>	<p>を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、<u>同項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則</p>
---	--

<p><u>第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特例適用配当等申告書</u>（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>特例適用配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、<u>適用する</u>。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第35条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第35条の3第1項に規定する確定申告書</u>（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p>	<p><u>第34条の2第9項</u>の規定に該当することとなる場合は、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第35条の2第1項の規定による申告書</u>（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第35条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、<u>適用する</u>。</p> <p>5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p>
--	---

<p>第20条の3 略 2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>条約適用配当等申告書</u>（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>条約適用配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、<u>適用する。</u> <u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（1）第35条の2第1項の規定による申告書</p> <p>（2）第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年</p>	<p>第20条の3 略 2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第35条の2第1項の規定による申告書</u>（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、<u>適用する。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年</p>
--	--

の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合

(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。) であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中

「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。) であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(東浦町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 東浦町税条例等の一部を改正する条例(平成26年東浦町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第75条及び新条例</p>	<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第75条及び新条例</p>

<p>附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">新条例第 75 条第 2 号ア及び新条例附則第 16 条第 1 項の表以外の部分の項</td><td style="width: 10%;">略</td></tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top; padding-left: 10px;">新条例附則 第 16 条第 1 項の表第 <u>2 号ア</u>の項</td><td>第 2 号ア</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table>	新条例第 75 条第 2 号ア及び新条例附則第 16 条第 1 項の表以外の部分の項	略	新条例附則 第 16 条第 1 項の表第 <u>2 号ア</u> の項	第 2 号ア	略	略	略	略	<p>附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">新条例第 75 条第 2 号ア及び新条例附則第 16 条第 1 項の表以外の部分の項</td><td style="width: 10%;">略</td></tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top; padding-left: 10px;"><u>新条例附則 第 16 条第 1 項の表第 75 条第 2 号 アの項</u></td><td>第 75 条第 2 号ア</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table>	新条例第 75 条第 2 号ア及び新条例附則第 16 条第 1 項の表以外の部分の項	略	<u>新条例附則 第 16 条第 1 項の表第 75 条第 2 号 アの項</u>	第 75 条第 2 号ア	略	略	略	略
新条例第 75 条第 2 号ア及び新条例附則第 16 条第 1 項の表以外の部分の項	略																
新条例附則 第 16 条第 1 項の表第 <u>2 号ア</u> の項	第 2 号ア																
	略																
	略																
	略																
	略																
新条例第 75 条第 2 号ア及び新条例附則第 16 条第 1 項の表以外の部分の項	略																
<u>新条例附則 第 16 条第 1 項の表第 75 条第 2 号 アの項</u>	第 75 条第 2 号ア																
	略																
	略																
	略																
	略																

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 46 条第 3 項及び第 5 項並びに第 48 条第 2 項及び第 4 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に新条例第 46 条第 3 項又は第 48 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 28 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 57 条の 2 第 8 項及び附則第 10 条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号。第 4 項及び次条第 2 項において「改正法」という。）による改正後的地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この項において「新法」という。）第 349 条の 3 の 4 に係る部分に限る。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した新法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等（第 4 項において「震災等」という。）に係る新法第 349 条の 3 の 4 に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第 57 条の 3 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 59 条の 3 第 2 項及び第 67 条の 5 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 36 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 町長は、納付すべき軽自動車税（平成 28 年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを東浦町税条例第 76 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第 13 条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第 18 条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（東浦町税条例第 78 条及び第 79 条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

承認第2号

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月12日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 54 万円を超える場合には、54 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>270,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）アからカまで 略 (3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>490,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前 2 号に該当する者を除く。）アからカまで 略	(国民健康保険税の減額) 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 54 万円を超える場合には、54 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>265,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）アからカまで 略 (3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 330,000 円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>480,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前 2 号に該当する者を除く。）アからカまで 略

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第3号

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月12日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和49年東浦町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の項を改正後の欄の項に改める。

改正後	改正前
附 則 1及び2 略 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)	附 則 1及び2 略 <u>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</u> <u>3 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</u>
<u>3 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u> <u>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</u>	<u>4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u>
4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 5から13まで 略 (読替規定)	5から13まで 略 (読替規定)
14 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、 <u>第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項</u> 若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	14 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、 <u>第28項、第32項、第36項、第37項、第42項</u> 若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
15 略	15 略

附 則

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の東浦町都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都

市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承認第4号

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月12日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東浦町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年東浦町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病的発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内において、これを増額し</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断によって疾病的発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合にあっては、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内において、これを</p>

<p>た額とすることができます。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円</u>（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については<u>333円</u>）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については<u>300円</u>）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 略 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 略 (5) 略 (6) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>15歳</u>に達する日後の最初の4月1日から<u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等</p>	<p>増額した額とすることができます。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がない場合にあっては、そのうち1人については<u>367円</u>）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 略 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 略 (4) 略 (5) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>満15歳</u>に達する日後の最初の4月1日から<u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等について</p>
---	---

<p>については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>は、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた東浦町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 15 号

工事請負契約の締結について（卯ノ里小学校管理教室棟屋根改修工事）
下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 29 年 5 月 12 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 卯ノ里小学校管理教室棟屋根改修工事 |
| 2 路線等の名称 | 東浦町立卯ノ里小学校 |
| 3 工 事 場 所 | 知多郡東浦町大字緒川字雁狭間山地内 |
| 4 工 事 概 要 | 管理教室棟延床面積 3,993 平方メートル及び西棟延床面積
225 平方メートルの既設屋根防水層の改修工事 |
| 5 契 約 金 額 | 56,700,000 円 |
| 6 契約の相手方 | 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
東浦土建株式会社
代表取締役 長坂 勝之 |
| 7 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（総合評価落札方式） |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。